

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月30日

秋 田 県 知 事 様

提出者

住 所 秋田県秋田市中通四丁目17-12

氏 名 第一建設工業(株) 秋田支店

支店長 佐藤 勇 樹

電話番号 018-834-5711



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	第一建設工業(株) 秋田支店
事業場の所在地	秋田県秋田市中通四丁目17-12
計画期間	平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	10,645百万円 (前年度完成工事高)
③従業員数	193人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類：再生処理業者へ委託→再生砕石、骨材として再資源化</li> <li>・廃プラスチック類：再生処理業者へ委託→パレットとして再資源化</li> <li>・金属くず：再生処理業者へ委託→電炉メカ、商社へ売却</li> <li>・木くず：再生処理業者へ委託→木材チップとして再資源化</li> <li>・建設汚泥：中間処理業者へ委託→脱水→脱水ケーキ→再生土として再資源化</li> </ul>

(日本工業規格



第 号

D-08-



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月30日

秋 田 県 知 事 様

提出者

住 所 秋田県秋田市中通四丁目17-12

氏 名 第一建設工業㈱ 秋田支店

支店長 佐藤 勇 樹

電話番号 018-834-5711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	第一建設工業㈱ 秋田支店
事業場の所在地	秋田県秋田市中通四丁目17-12
計画期間	平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	10,645百万円 (前年度完成工事高)
③従業員数	193人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類：再生処理業者へ委託→再生砕石、骨材として再資源化</li> <li>・廃プラスチック類：再生処理業者へ委託→パレットとして再資源化</li> <li>・金属くず：再生処理業者へ委託→電炉メーカー、商社へ売却</li> <li>・木くず：再生処理業者へ委託→木材チップとして再資源化</li> <li>・建設汚泥：中間処理業者へ委託→脱水→脱水ケーキ→再生土として再資源化</li> </ul>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・材料発注の際は、極力実寸法での発注を実施 ・余剰材（主に木材）の納入業者引取りの実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・梱包材の簡素化（木くず、廃プラスチック類）の実施		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）は他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、木くず、廃プラスチックについても分別を実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特に実施してない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) がれき類の再利用を検討する		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
(これまでに実施した取組) 特に実施してない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し必ず書面による契約を実施した		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組)			
<p>可能な限り優良認定処理業者から委託先の選定を検討する。  また、再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、  熱回収業者へ処理委託を検討する。  委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



(別 紙)

管理体制図について

○ 廃棄物処理に関する管理体制

総括責任		所属：秋田支店	総括責任者：支店長
廃棄物担当		組織名：品質・環境部 品質・環境課 組織人数：1人	
役割	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 廃棄物処方針の策定</li><li>○ 廃棄物処理に関する検討</li><li>○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li></ul>	
	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生の抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物管理を行う上での必要な事項を検討する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員長：支店長</li><li>・ 委員：各部長</li><li>・ 事務局：品質環境部</li></ul></li></ul>	
	廃棄物担当者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 廃棄物処理計画の作成</li><li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li><li>○ 監督官庁への各種報告</li></ul>	
	廃棄物管理部門責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自部門の廃棄物処理に関する検討</li><li>○ 自部門の廃棄物処理計画の作成</li><li>○ 自部門の廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li><li>○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li><li>○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の配置</li><li>○ 社員、関連会社に対する教育、啓発</li><li>○ 各工事所・営業所・作業所に対する情報提供、支援及び指導</li><li>○ その他関係する事項</li></ul>	
	廃棄物管理担当者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 委託契約の締結</li><li>○ 産業廃棄物管理票の交付、管理</li><li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討及び実施状況の報告</li><li>○ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導</li><li>○ その他関係する事項</li></ul>	

○ 廃棄物処理に関する管理体制





